

内閣参質二一六第三七号

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員辻元清美君提出震災時の備蓄と国家の責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員辻元清美君提出震災時の備蓄と国家の責任に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの前提となる御指摘の「石破茂オフィシャルブログ」は、石破茂衆議院議員の内閣総理大臣就任以前の政治家個人としての見解を述べたものであると承知しているところ、お尋ねは仮定の質問であるため、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの前提となる御指摘の「石破茂オフィシャルブログ」は、石破茂衆議院議員の内閣総理大臣就任以前の政治家個人としての見解を述べたものであると承知しているところ、災害が発生した場合に備えた物資や資材の備蓄については、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の規定に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において実施されているが、政府としては、都道府県及び市町村による物資や資材の備蓄等が適切に実施されるよう、令和六年度第一次補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」や災害が発生した場合に活用することができる御指摘の「キッチンカー」等に係る登録制度、同法第八十六条の十六の規定に基づく政府による物資や資材の供給

のための備蓄について、必要な経費を計上したところであり、引き続き、必要な施策を講じてまいりたい。